

平成28年 第4回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年3月29日（火）午後1時30分から午後3時15分まで

2. 開催場所 田沼中央公民館 3階展示室

3. 出席委員 (26人)

会長	27番	杉山 忠
委員	1番	森下憲一
委員	2番	新井藤市
委員	3番	亀田文昭
委員	4番	小林秀秋
委員	5番	福田フミエ
委員	6番	志賀喜一
委員	7番	木村弘一
委員	8番	松本信行
委員	10番	島田一男
委員	11番	丸山 勤
委員	12番	岩上良雄
委員	13番	島田正実
委員	14番	澁江修身
委員	15番	尾花 収
委員	16番	桂 正次
委員	17番	樋下田政義
委員	18番	新井 勉
委員	19番	小堀幸雄
委員	20番	飯島誠治
委員	21番	田中 茂
委員	22番	京谷博次
委員	23番	兵藤 勇
委員	24番	大関千代子
委員	25番	立川勝美
委員	26番	高橋 功

4. 欠席委員 (1人)

9番 藤倉義雄

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 議席の指定について

日程第5 報告第1号から報告第3号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について

日程第6 議案第1号から議案第11号までについて

議案第1号 佐野市情報公開条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の改正について

議案第2号 佐野市個人情報保護条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の改正について

議案第3号 佐野市農業委員会事務局事務専決規程の改正について

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法施行規則第32条第1号該当証明願について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明願について

議案第9号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 佐野市農業委員会総会規則の改正について

議案第11号 佐野市農業委員会会長専決規程の改正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 墳本隆男

農地調整係 係長 丸山俊樹

主査 黒田和美

主査 槇田俊幸

主事補 桑子豪敏

7. 会議の概要

事務局長 | ただいまから、平成28年第4回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長 | 開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事

務局長。

事務局長

事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、26名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号9番 藤倉義雄委員の1名でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は26名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、平成28年第4回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 木村弘一委員、議席番号20番 飯島誠治委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の榎田俊幸主査、桑子豪敏主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4、「議席の指定について」であります。澁江修身委員が、安足農業共済組合より推薦を受け、3月28日付けで就任されました。補欠委員の議席の指定につきましては、先例にない、議長より指定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、指定させていただきます。議席番号14番に澁江修身委員を指定いたします。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第3号

であります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第3号「相続税納税猶予適格者証明願について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第3号 相続税納税猶予適格者証明願について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第3号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第3号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第6に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から第9号まででありましたが、日程第6に議案第10号「佐野市農業委員会総会規則の改正について」、議案第11号「佐野市農業委員会会長専決規程の改正について」を追加し、本日の議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。よって、日程第6に議案第10号、11号を追加し、議題とすることに決定いたしました。

次に議案第1号「佐野市情報公開条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の改正について」、議案第2号「佐野市個人情報保護条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の改正について」及び議案第3号「佐野市農業委員会事務局事務専決規程の改正について」、関連がございますので一括して議題といたします。事務局をして議案第1号、第2号及び第3号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 佐野市情報公開条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の改正について 佐野市情報公開条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の改正について、委員会の議決を求めます。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第1号 朗読し説明)

議案第2号 佐野市個人情報保護条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の改正について 佐野市個人情報保護条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の改正について、委員会の議決を求めます。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第2号 朗読し説明)

議案第3号 佐野市農業委員会事務局事務専決規程の改正について

佐野市農業委員会事務局事務専決規程の改正について、委員会の議決を求めます。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号、議案第2号及び議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号、議案第2号及び議案第3号について、提案のとおり議決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号、第2号及び第3号について、提案のとおり議決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。現地調査・検討結果報告書をご覧ください。

3条371番 契約内容は、経営の委託に伴う使用収益権の設定。対価は〇〇円です。申請地までの距離は5km、所要時間は15分です。大農機具の所有状況は、トラクター3台、コンバイン3台、田植機4台、その他農機具一式を所有しております。検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目

につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条372番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇万円です。申請地までの距離は2.7km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター、管理機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は370日です。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条373番 契約内容は、贈与による所有権の移転。従って対価はありません。申請地までの距離は0.5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、耕運機、トラクター、田植機、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は300日です。5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、経営移譲による親子間での贈与であり、従前と耕作内容に変わりがない案件であることから、事務局で現地調査を行いましたところ、特に問題ございませんでしたので、該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条374番 契約内容は、贈与による所有権の移転。従って対価はございません。申請地までの距離は20m、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機、軽トラック各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は150日です。検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条375番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、耕運機各1台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は500日です。検討事項7項目のうち、5番につきましては、許可後の耕作面積が下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を担当の委員にお願いいたしまして、結果、問題なしとのことですので、該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と

思われます。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第4号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いします。

調査班

4条80番について報告します。

本申請は、農家住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員5m」、西は「田」、南は「田」、北は「市道幅員7m」です。排水計画は、「合併浄化槽にて処理後水路へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が農家住宅であり、不許可の例外事由である農地

法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなつており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

議長

す。ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、許可相当と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号については、許可相当と決定いたしました。他法令との調整がついたものにつきましては、会長専決にて許可書の交付をいたします。なお、許可日につきましては、改正農業委員会法・農地法施行日以降とさせていただきます。

議案第6号「農地法施行規則第32条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地法施行規則第32条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いします。

調査班

規則32条28番について報告します。

本願いは、農地を農業用倉庫の敷地として利用するため、規則第32条第1号の該当証明をしていただきたいという案件です。

まず、願出に係る事項ですが、願出地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当し

ます。周辺の状況は、願出地は「宅地」、東は「道路」、西は「畑」、南は「畑」、北は「道路」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2 a未満で、転用目的が自己の耕作のための農業用倉庫であることから、農地法施行規則第32条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われま

議 長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号については、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおりに許可申請がありましたので、意見を求めます。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第7号について、調査班、お願いします。

調査班

5条421番について報告します。

本申請は、申請地を駐車場として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画におい

ては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「雑種地」、西は「市道幅員7m」、南は「認定外道路幅員4m」、北は「市道幅員16m」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が寺院の駐車場であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条422番について報告します。

本申請は、申請地を一般住宅敷地の一部として使用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑と宅地」、東は「市道幅員4m」、西は「宅地」、南は「宅地」、北は「宅地」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅敷地であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条423番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地と雑種地」、西は「市道幅員7m」、南は「宅地」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽にて処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地

法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条424番について報告します。

本申請は、申請地を駐車場として使用するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「山林」、西は「山林」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「山林」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。5条425番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備を設置するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「雑種地」、南は「市道幅員3m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、農地法第5条第2項第2号「周辺の土地に立地することができない（代替地が無い）場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の「第2種農地又は第3種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、当該設備の設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて設置可能」という取扱いに該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

5条426番について報告します。

本申請は、申請地を一般住宅敷地の一部として使用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員3m」、南は「畑」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽にて処理後、市道側溝へ放流、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第2種農地に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条427番について報告します。

本申請は、神社を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「田」、西は「水路」、南は「畑」、北は「水路」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が神社であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま

す。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条428番について報告します。

本申請は、一般住宅を建築するため転用したいという案件です。

まず、申請に係る事項ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「市街化調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「市道幅員5m」、北は「宅地」です。排水計画は、「合併浄化槽にて処理後敷地内浸透、雨水は敷地内浸透」です。

次に、農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種

農地に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。

立地基準は、転用目的が一般住宅であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われます。

一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。以上でございます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第7号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第7号について、許可相当と決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第7号については、許可相当決定いたしました。他法令との調整がついたものにつきましては、会長専決にて許可書の交付をいたします。なお許可日につきましては、改正農業委員会法・農地法施行日以降とさせていただきます。

次に、議案第8号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第8号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地274番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の南は畑です

が、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地275番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の西、南、北は田ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地276番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の北は田ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地277番について報告いたします。

願出地の状況は、山林となっております。願出地の周辺には農地がないため近隣の営農への支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、林齢が35年の立木証明書が添付されています。また、願出地は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われます。

以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地278番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の西は畑ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、昭和41年新築、平成4年増築の記載のある建物全部事項証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま

す。以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま

す。非農地279番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地及び山林となっております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われま

す。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地のうち1筆は人為的に転用行為が行われており、他の別の6筆は森林の様相を呈しており、農地への復元は困難であると思われま

す。以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま

す。非農地280番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地のうち1筆の東と南、別の1筆の東、他の別の1筆の南、他の別の1筆の北は畑ですが、営農に支障はないと思われま

す。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま

す。以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま

す。非農地281番について報告いたします。願出地の状況は、資材置場として利用されております。願出地の周辺には農地がないため、近隣の営農への支障はないと思われま

す。願出地は農用地以外であり、20年以上前から非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元は困難であると思われま

す。以上のことから、調査班の意見は、非農地証明は妥当であると思われま

議長

ありがとうございます。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号について、願いのとおりに証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第8号は、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第9号の説明をさせます。

事務局

議案第9号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

平成28年3月29日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第9号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。議案第9号 1番の利用権設定関係の50頁11番、12番、51頁25番、27番、28番、52頁33番について、議席番号7番 木村弘一委員が議事参与の制限に該当しますので議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。議案第9号 1番の利用権設定関係の50頁11番他5件について審議します。木村弘一委員の退室をお願いします。

(木村弘一 委員 退室 15:02)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第9号 1番の利用権設定関係の50頁11番他5件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第9号 1番の利用権設定関係の50頁11番他5件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。木村弘一委員の入室をお願いします。

(木村弘一 委員 入室 15:03)

続きまして、議案第9号 1番の利用権設定関係の52頁34番について、議席番号5番 福田フミエ委員が議事参与の制限に該当しますので議案を分割して審議させていただきます。ご了承願います。議案第9号1番の利用権設定関係の52頁34番について審議します。福田フミエ委員の退室をお願いします。

(福田フミエ委員 退室 15:04)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第9号 1番の利用権設定関係の52頁34番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第9号 1番の利用権設定関係の52頁34番は、計画のとおり承認することに決定いたしました。福田フミエ委員の入室をお願いします。

(福田フミエ委員 入室 15:05)

次に、議案第9号 1番の利用権設定関係の50頁11番、12番、51頁25番、27番、28番、52頁33番、34番以外の案件について、審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。議案第9号 1番の利用権設定関係の50頁11

番他 6 件以外の案件については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第号 1 番の利用権設定関係の 5 0 頁 1 1 番他 6 件以外の案件は、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加いたしました議案第 1 0 号「佐野市農業委員会総会規則の改正について」、議案第 1 1 号「佐野市農業委員会会長専決規程の改正について」関連がございますので一括して議題といたします。事務局をして議案第 1 0 号、第 1 1 号の説明をさせます。

事務局

議案第 1 0 号 佐野市農業委員会総会規則の改正について、佐野市農業委員会総会規則の改正について委員会の議決を求めます。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第 1 0 号 朗読し説明)

議案第 1 1 号 佐野市農業委員会会長専決規程の改正について、佐野市農業委員会会長専決規程の改正について委員会の議決を求めます。

平成 2 8 年 3 月 2 9 日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第 1 1 号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 1 0 号、第 1 1 号について、提案のとおり議決することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 1 0 号、議案第 1 1 号については提案のとおり議決することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました、常任会議員会議諮問議案をご覧ください。前回の定例会において議決し、栃木県農業会議に諮問した案件でございますが、すべて許可相当との答申を得ましたので、他法令との調整がついたものにつきましては、会長専決にて許可書の交付をしたことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。平成28年第4回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時15分閉会